

宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

宜野湾市
令和8年4月

宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の経緯

改定の背景

○宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に平成26年2月に作成。

○国は、新型コロナの経験を踏まえ、令和6年7月2日に「新型インフルエンザ等対策**政府**行動計画」を閣議決定し、約10年ぶりに抜本的改定を実施。また、政府行動計画の改定を踏まえ、令和7年3月に県においても「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を実施。

○市においても、国、県の行動計画改定を踏まえ、「宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する必要がある。

○**新型コロナ対応で明らかになった課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図るため、平成26年に作成した市行動計画を全面改定する。**

計画の法的な位置付け

新型インフルエンザ等対策特措法（以下「特措法」という。）**第8条**により、市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものと定められている。

なお、特措法により、政府、都道府県、市町村は、それぞれ行動計画を定めるものとされており、地域（公共）指定機関は、業務計画を定めるものとされている。

宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画のポイント

行動計画の 目的

- ① 感染拡大を可能な限り制限し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

改定のポイント① 幅広い感染症 に対応

新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期の複数の波がくることも想定

改定のポイント② 発生段階の 考え方

発生段階を **準備期**、**初動期**、**対応期**に分けて記載。

準備期：発生前の段階（平時に実効性のある訓練を定期的実施する等、特に準備期の記載が充実された。）

初動期：国内外において新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

対応期：発生後の対応の段階

改定のポイント③ 対策項目の 拡充

新型コロナ対応で課題となった項目を中心に独立させ記載。対策項目を**7項目に拡充**し、内容をより詳しく具体的にした。※**赤字**は新設項目

- ①実施体制
- ②情報収集・提供・共有
- ③まん延防止
- ④予防接種
- ⑤医療
- ⑥市民生活・市民経済の安定の確保



- ①**実施体制**
- ②**情報提供・共有、リスクコミュニケーション**
（偽・誤情報が流布する恐れあり、正確な情報を提供する）
- ③**まん延防止**
- ④**ワクチン**（平時から、接種体制に必要な準備をしておく）
- ⑤**保健**（市は、県が実施する健康観察に協力する）
- ⑥**物資**（平時から感染症対策物資等の備蓄の推進）
- ⑦**市民生活・市民経済の安定の確保**

宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

市行動計画全体の構成

本市行動計画の基本的な構成は以下の3部構成となっている。

【第1部】 感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、市行動計画の位置づけを記載

【第2部】 新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す

【第3部】 新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取り組み内容を示す

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第3節 市の感染症危機管理の体制

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 宜野湾市行動計画の作成

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

第3節 市行動計画改定の目的

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

第5節 対策推進のための役割分担

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 県行動計画等の実効性確保

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3章 まん延防止

第4章 ワクチン

第5章 保健

第6章 物資

第7章 市民の生活及び市民経済の安定の確保

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

①実施体制

【市行動計画 P.41～45】

基本理念と目標	○ 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携をしつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。 ○ 発生時に、平時における準備を基に情報収集・分析とリスク評価を行い、政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。			
	準備期 (P. 41～)	初動期 (P. 43～)	対応期 (P. 44～)	
目的	○ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から国、県、他市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等と連携し、一体となった取組を推進。	○ 市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における対策を迅速に実施する。	○ 市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする。 ○ 感染危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。	
所要の対応	<u>＜市行動計画の見直し＞</u> <u>＜体制整備・強化＞</u> ○ 必要な人員の確保、業務継続計画の見直し等 ○ 全庁的な対応体制の構築、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化・役割分担に関する調整 <u>＜実践的な訓練の実施＞</u> ○ 国、県、他市町村等と連携し発生に備えた訓練の実施 <u>＜国及び地方公共団体等の連携の強化＞</u>	<u>＜発生が確認された場合＞</u> ○ 市対策本部の設置（政府及び県対策本部の設置後、必要に応じて） ○ 国及び県の基本的対応方針を踏まえ、市の基本方針を協議、決定 ○ 全庁的な対応 <u>＜発生及び可能性ある事態を把握した場合＞</u> ○ 予算の確保及び国からの財政支援の活用を検討	<u>＜基本となる実施体制の在り方＞</u> ○ 市対策本部設置後、対応方針に基づき対策の実施 ○ 対策の実施体制 ○ 職員の派遣・応援への対応 <u>＜緊急事態宣言が出た場合＞</u> ○ 市対策本部の設置 <u>＜特措法によらない時期の体制＞</u> ○ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する ○ 予算の執行及び国の財政支援の活用	

②情報提供・共有・リスクコミュニケーション（新規）

【市行動計画 P.46～51】

基本理念 と目標	感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県、他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにする。									
	準備期 (P.46～)		初動期 (P.48～)		対応期 (P.50～)					
目的	○平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深める。		○感染拡大に備え、市民等に的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。		○市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。					
所要の 対応	<u>＜発生前の情報提供・共有＞</u> ○感染症に関する情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する啓発 ○偽・誤情報に関する啓発 <u>＜発生時の情報提供・共有体制の整備＞</u> ○コールセンター等を設置できるよう準備 ○高齢者、こども、視覚等が不自由な方、外国人等への情報提供・共有の方法等を整理 ○ワンボイスでの情報提供・共有の体制整備・方法等を整理		<u>＜迅速かつ・一体的な情報提供・共有＞</u> ○感染症に関する情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する情報の市民等へ周知 ○偽・誤情報に関する情報の市民等への周知 <u>＜双方向のコミュニケーションの実施＞</u> ○コールセンター等の設置、寄せられた意見の把握 ○高齢者、視覚等が不自由な方等、外国人等へ理解しやすい内容や方法で情報提供・共有		<u>＜基本的方針＞</u> ○感染症に関する情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する情報の市民等への周知 ○偽・誤情報に関する情報の市民等への周知 ○コールセンター等の体制強化 ○高齢者、視覚等不自由な方等、外国人等へ理解しやすい内容で情報提供・共有					
	<u>＜リスク評価に基づく方針の決定・見直し＞</u> <table><tr><td><u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明</td><td><u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> ○科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について分かりやすく説明。</td><td><u>＜こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明</td><td><u>＜特措法によらない感染症対策に移行する時期＞</u> ○平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、情報提供・共有</td></tr></table>							<u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明	<u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> ○科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について分かりやすく説明。	<u>＜こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明
<u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明	<u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> ○科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について分かりやすく説明。	<u>＜こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明	<u>＜特措法によらない感染症対策に移行する時期＞</u> ○平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、情報提供・共有							

③まん延防止

【市行動計画 P. 51～53】

基本理念と目標	新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化する。このため、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、国・県が実施しているまん延防止対策を踏まえ、市としての対策を講じていく。			
	準備期 (P. 52～)	初動期 (P.53～)	対応期 ※県の計画	
目的	○発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制するための準備を行う。	○まん延防止対策の実施により感染拡大のスピードやピークを抑制する。	○感染拡大のスピードやピークを抑制する。	
所要の対応	<u>＜対策の実施に係る参考指標等の検討＞</u> ○国や県の方針を踏まえ、有事に活用できるよう、参考にとする必要な指標やデータ等の整理 <u>＜発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等＞</u> ○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ○感染が疑われる場合は、保健所等に指示を仰ぐことや、不要不急の外出を控えること等、理解促進を図る。	<u>＜まん延防止対策の準備＞</u> ○感染症（感染症の特徴や病原体の性状等）に関する市民等への情報提供 ○国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う	<u>＜患者や濃厚接触者への対応＞</u> ○地域の感染状況等に応じて、患者へ入院勧告・措置等や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。 <u>＜患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等＞</u> ○外出自粛や移動自粛に係る要請、基本的な感染対策に係る要請、渡航中止等の注意喚起 <u>＜県民等への基本的な感染対策に係る要請等＞</u> ○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議等の取組の勧奨、要請 <u>＜事業者や学校等に対する要請＞</u> ○営業時間の変更、施設管理者等に対する施設の使用制限や停止（休業）等の要請 <u>＜事業者や施設管理者に対する措置の要請＞</u> ○従業員に対する検査推奨 ○職場における感染対策の徹底 ○従業員の健康管理や受診を推奨 <u>＜高齢者施設等への周知＞</u> <u>＜学級閉鎖・休校等の要請＞</u> <u>＜交通機関に対する感染対策の要請＞</u> <u>＜まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態制限の要請等＞</u> <u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○検査の実施や人との接触機関を減らす等の対策を講じる。 <u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> 1 病原性及び感染性がいずれも高い場合 ○患者や濃厚接触者への対応等を徹底する。 ○まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施 2 病原性が高くなく、感染性が高い場合 ○宿泊療養や自宅療養等の体制を確保 ○予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を見直して対応 3 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 ○学級閉鎖や休校等の要請 ○高齢者施設等の使用制限等の重点的な感染対策を実施	
			<u>＜ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期＞</u> ○特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討	<u>＜特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期＞</u> ○これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

④ワクチン（新規）

【市行動計画 P.54～66】

基本理念と目標	ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収め、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。このため、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。		
	準備期 (P.54～)	初動期 (P.59～)	対応期 (P.63～)
目的	○円滑なワクチン接種を実現できるよう、国、県のほか地域の医師会及び医療機関等と接種体制に必要な準備を進める。	○準備期に計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。	○準備期に計画した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにする。またワクチン接種後の健康被害の迅速な救済に努める。
所要の対応	<u>＜ワクチンの接種に必要な資材＞</u> ○平時から予防接種に必要な資材（表1参照）の確保方法等確認を行い、速やかに確保できるよう準備する <u>＜ワクチンの流通に係る体制の整備＞</u> ○ワクチン配送事業者の把握 ○市内の医療機関ごとの分配量の想定 ○国や県との連携の方法及び役割分担 <u>＜登録事業者の登録に係る周知及び協力＞</u> <u>＜特定接種及び住民接種体制の構築＞</u> ○接種体制の構築 ○接種場所や接種時期の周知・予約等 <u>＜情報提供・共有＞</u> ○ワクチンの有効性、安全性、供給体制・接種体制、接種対象者等の情報提供・共有 <u>＜DXの推進＞</u>	<u>＜ワクチン接種に必要な資材の確保＞</u> ○不足が見込まれる場合は、国に対し要請 <u>＜接種体制の構築＞</u> ○接種会場や医療従事者等の確保等 <u>＜特定接種＞</u> ○国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し集団接種を原則とした接種体制を構築する <u>＜住民接種＞</u> ○住基台帳に基づく接種予定数の把握 ○接種勧奨方法や予約受付方法の検討 ○接種会場業務、コールセンター、予約システムの構築、データ入力等外部委託 ○介護、社会福祉施設等入所者への接種 ○臨時の接種会場の確保 ○アナフィラキシー等対応に必要な救急処置物品の確保や適切な管理体制の確保 ○重篤な副反応が発生した場合の搬送先医療機関の確保及び消防機関等との連携体制の確保 ○医療廃棄物等の管理及び廃棄 ○接種会場の感染対策	<u>＜ワクチンや接種に必要な資材の必要量の把握＞</u> <u>＜ワクチン等の流通体制の構築＞</u> <u>＜ワクチン等の納入量等に係る要請＞</u> ○不足が見込まれる場合は、国に対し要請 <u>＜特定接種、住民接種の実施＞</u> ○初動期に構築した接種体制に基づき特定接種、住民接種を実施 <u>＜接種体制の拡充＞</u> <u>＜接種に関する情報提供・共有＞</u> <u>＜接種記録の管理、副反応疑い報告等＞</u> <u>＜健康被害に対する救済制度の周知＞</u>

⑤保健（新規）

【市行動計画 P.67】

基本理念と目標	地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得る。			
	準備期 ※県の計画	初動期 ※県の計画	対応期 (P.67)	
目的	○感染症危機時の中核となる保健所、科学的かつ技術的な役割を担う衛生環境研究所が、有事の際に機能を果たすことができるようにする。	○保健所及び衛生環境研究所が、有事体制への移行準備を進め、発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。	○県等が定める予防計画や健康危機対処計画、準備期に県が整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応する。 以下の対応のうち、市は、県が実施する健康観察に協力する。また、患者及び濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供等に協力する	
所要の対応	<u>＜感染症対応専門職を含む人材の確保＞</u> ○国及び市町村から送り出し・受け入れ体制の構築 ○IHEAT要員等の確保 <u>＜業務継続計画を含む体制整備＞</u> <u>＜人材育成・連携体制の構築＞</u> ○研修・訓練等の実施 <u>＜保健所及び衛生環境研究所の体制整備＞</u> ○健康危機対処計画を策定 <u>＜地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション＞</u> ○住民への情報提供・共有体制の構築＞	<u>＜有事体制への移行準備＞</u> （流行開始から1か月間を想定） ○人員確保数、IHEAT要員の確保数 ○患者、濃厚接触者への対応 ○積極的疫学調査（集団感染発生状況の把握） ○検査体制の立ち上げ、応援職員の派遣や要請 ○感染症の情報収集 <u>＜県民への情報提供・共有の開始＞</u> ○ホームページ等による周知、Q&Aの公表、コールセンター等の設置	※以下は、県の計画 <u>＜有事体制への移行＞</u> ○保健所の感染症有事体制を確立、衛生研究所等の検査体制を立ち上げ <u>＜主な対応業務の実施＞</u> ○検査実施の方針等に関する県民等への情報提供・共有 ○国が実施する感染症サーベイランスのほか県独自の感染症サーベイランスを実施 <u>＜積極的疫学調査の実施＞</u> <u>＜健康観察及び生活支援＞</u> <u>＜健康監視の実施及び健康監視に係る国への要請＞</u> <u>＜外国人・視覚等不自由な方への情報提供・共有・リスクコミュニケーション＞</u>	
			<u>＜流行初期＞</u> ○本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請 ○実地疫学専門家等の派遣要請（必要に応じて） ○業務の一元化、効率化の推進 ○疫学調査や健康観察等の実施 ○衛研や検査措置協定機関における検査体制の拡充	<u>＜流行初期以降＞</u> ○本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請 ○実地疫学専門家等の派遣要請（必要に応じて） ○業務の一元化、効率化の推進
			<u>＜特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期＞</u> ○感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を踏まえ地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小の検討及び実施	

⑥物資（新規）

【市行動計画 P. 68～69】

基本理念と目標	新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。	
	準備期～初動期 (P.68)	対応期 (P.69)
目的	○国、県と連携して感染対策物資等の備蓄量等の把握を行い、必要に応じて、有事に必要な感染症対策物資等を確保する	○初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。
所要の対応	<u>＜市における感染症対策物資等の備蓄等と備蓄状況等の確認＞</u> ○市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ※災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 <u>＜円滑な供給に向けた準備＞</u> ○感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、国に物資等確保のための要請を行う。	<u>＜市における感染症対策物資等の備蓄等と備蓄状況等の確認＞</u> <u>＜不足物資の供給等適正化＞</u> ○物資等の供給不足又は恐れがある場合、国へ物資等確保のための要請 <u>＜備蓄物資等の供給に関する相互協力＞</u> ○物資や資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村等の関係機関による相互協力を求める。

⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

【市行動計画 P. 70～75】

基本理念 と目標	○新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、発生時には、市民生活や社会経済活動の安定に必要な対策や支援を行う。 ○新型インフルエンザ等の発生に備え、事業や市民等へ必要な準備を行うことを勧奨する。		
	準備期 (P. 70～)	初動期 (P. 72)	対応期 (P. 73～)
目的	○新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。	○新型インフル等の発生に備え、必要な対策の準備等を行う。 ○事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の準備等と呼び掛ける。	○準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。 ○まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。
所要の対応	<u>＜情報共有体制の整備＞</u> <u>＜支援の実施に係る仕組みの整備＞</u> 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等に係るDX推進及び仕組みの整備 <u>＜物資及び資材の備蓄＞</u> 市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨 <u>＜生活支援を要する者への支援等の準備＞</u> <u>＜火葬体制の構築＞</u>	<u>＜事業継続に向けた準備等の勧奨＞</u> <u>＜柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨＞</u> 発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の取組を周知 <u>＜生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け＞</u> <u>＜国からの要請を受け、遺体の火葬・安置確保のための準備＞</u>	<u>＜市民生活の安定の確保を対象とした対応＞</u> ○生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け ○心身への影響に関する施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防への対応） ○高齢者、障害者等の要配慮者等、生活支援を要する者への支援 ○教育及び学びの継続に関する支援 ○生活関連物資等の価格の安定等 ○埋葬・火葬の特例等 <u>＜社会経済活動の安定の確保を対象とした対応＞</u> ○事業者に対する支援 <u>＜市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応＞</u>